

5) Eクラブの名称と定義の廃止

6) 2017～18年度以降の人頭分担金引上げ額を現在の年間 USD 1 から USD 4 に変更

7) 職業分類は残すものの、会員身分の条件緩和(会員の資格条件として「善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上、または地域社会で良い評判を受けており、地域社会・世界において奉仕する意欲のある成人によって構成する」は残りませんが、「国際ロータリー定款」第5条の第2節 a) 1) から6) が削除され、

1)～3) 規定されている有益な事業や専門職務の所有者・共同経営者、法人役員・支配人、あるいは裁量の権限ある管理職等の重要な地位にあること、またそれらの地位から退職していること」がなくなったため、職業経験のない人でも会員になれることとなりました。

8) ローターアクターとロータリアンの二重登録可能

9) 年会費の徴収義務は残ったが、入会金の徴収義務は廃止

これらは本年 7 月 1 日以降導入が求められる規定変更ですが、この中で、会員身分の条件緩和、及びローターアクターとロータリアンの二重会員可能は、規定として排除できないものの、新入会員の選考にあたり、別の理由で職業経験の無い人、また、ローターアクターの加入をクラブとして排除することは可能です。

そして、例外規定として新たに導入された

1) 例会は最低月 2 回

2) 従来の会合型クラブの一部例会のオンライン化可能

4) 祝祭日がある週の例会は休会に出来る

等は、採用するか否かはクラブの裁量に任されており、徴収義務が廃止された入会金を徴収するか否かを含め、各クラブが細則でいかようにも決めることが可能です。同時に、従前の運用形態を継続することも可能です。

尚、会合規定で例会のオンライン化が認められているため、名称は別にして Eクラブの設立は引続き可能です。しかし、逆に言うと、これら緩和された規定に基づき、①入会金無料、②例会は月 2 回、③例会の 1 部をオンライン例会とする、④祝祭日のある週の例会は休会。但し、例会を月 2 回としたクラブには不適用。⑤職業経験の無い人も会員にする、⑥ローターアクターも会員にする等の運営形態採用クラブが可能になりました。

各クラブは RI の管轄下にあり、地区の管轄下にはないため、私、または地区が、皆さんのクラブの運営形態について指導・指図は出来ない仕組みになっています。従って、地区が統一した運営基準を全クラブに指図することも出来ません。

規定に基づき、規定審議会決定事項は、会議終了後 2 ヶ月以内に各クラブに報告されると同時に、その後 2 ヶ月以内の反対意思表示が可能です。そして、反対票が有効投票の 5% を超えた規定は、全クラブを対象に再度郵便投票で賛否を問い、多数決で否決されない限り、7 月 1 日に遡って発効します。

このため、標準 RC 定款等を掲載した和訳「手続要覧」発行は年末になるのが恒例です。しかし、今年は大きな変更があったためか、My Rotary で 6 月中旬に英文「標準 RC 定款」が、そしてご案内の通り、8 月中旬に和訳「標準 RC 定款」、「国際ロータリー定款」、及び「国際ロータリー細則」が発表されました。

また、9 月中旬には、英文「2016 年手続要覧」が発表となっています。(RI 理事会等で解釈が変更可能なロータリー章典に基づく手続きが、3 年に 1 度改訂される規定審議会決議より頻りに改訂されることから、手続要覧の白い頁が今年よりなくなるとの案内が規定審議会決定報告で一旦発表されましたが、ロータリー章典に決議 23-34 は手続要覧に掲載すると理事会決議が記載されており、今回も、決議 23-34 (社会奉仕に関する 1923 年の声明)、ロータリー目的等は、引続き白い頁として残っています。

創立 40 年の歴史の中で、活発なロータリー活動を展開してきた千葉西 RC の皆さんは、今回の規定審議会決議に拘わらず、従来の運営形態を継続されると思いますが、2016 年規定審議会決議に基づく標準 RC 定款の内容をしっかりと確認し、定款の規定の中で、皆さんのクラブがどのような運営形態を採るか会員間で十分話し合い、新クラブ細則を作成していただくようお願いします。但し、今回の規定改訂に伴いクラブ間に運営形態の差異が出た場合、会員のクラブ間移動が発生する可能性が否めないことには留意して下さい。

皆さんには、変化するロータリーの現実を理解すると共に、各クラブがとる様々な運営形態を認める寛容さ、広い心を持って今後の活動に取組んでいただくようお願いして、私の卓話とさせていただきます。どうもありがとうございました。

■ 青木貞雄ガバナー公式訪問意見交流懇談会 2016-10-25 13:30 から例会場

司会進行＝前野幹事 例会に引き続き青木ガバナーと意見交流しますのでご指導をお願い致します。

青木ガバナー＝意見交流も宜しくお願い致します。以前は活動計画書をもって委員会活動の質疑応答でしたが、地区現状の情報を様々に開示しながら意見交流をはかりたい。

進行＝前野幹事 今野会員から質問を始めて頂き、順次質問をお願い致します。

Q＝今野会員 2016 年度規定審議会が終わり審議結果発表の際に、地区として特別委員会を設置する計画を耳にしましたが、その後の結果が未だに聞こえてこない？

青木ガバナー＝全体で 180 の立法案がありそのすべてを把握できなく、地区代表議員の増田 PDG の帰国を待って協議したが作業的には完璧でなかった。8 月には RI から審議結果の全文が公示されたため、地区特別委員会としての活動はできなかった。規定改正に伴って、すでに様々な運用が実施されているクラブがあるが、改善の効果と評価は後日判明するものである。例会数や入会金の扱いにつき、地区主導や強制はできないこと。すべての関係は RI とクラブが認証によって締結されていることが原則になっていることを認識してほしい。今回初めて我が地区から制定案 2 件が上程されたが否決された。以前より開催時期の不具合を指摘され、改定案を年度中にクラブで受け入れる作業ができない矛盾が残った。規定審議会は地区代表議員と RI 理事会が関与するが、地区内会員が減少するとゾーンでの理事が輩出できなくなり、決議に大きな支障がでる懸念がある。その意味では会員増強の意義も大切になる。審議の賛否に関しては地区代表議員の役目でありガバナーとしての権限はない。

Q＝藤崎会員 月信 10 月号の配信が大幅に遅れた理由を公表してください。

藤崎地区幹事長＝地区大会に忙殺され記事編集に時間が掛かり迷惑を掛けた、今後は期限内発行に向けて是正する。

Q＝藤崎会員 9 月号のガバナー挨拶の内容が昨年度月間のみであり、記載内容もそぐわない。

青木ガバナー＝私が誤解をして齟齬があった。記載の間違いをお詫びする。

Q＝藤崎会員 地区青少年委員会関係の予算が大幅に減額されている理由は？

青木ガバナー＝青少年関係の予算は全予算額の 6 割を占めている。予算は地区委員会と協議の結果決定している。委員会活動の中でも費用が大幅な負担になっていた華美な報告書の作成を手作りに変更する工夫をして節約をしている。インターアクターの国外研修も自費負担を原則にした。長期交換学生の補助金額も初めて減額した。

Q＝藤崎会員 青少年やインターアクターとローターアクター活動敷金は未来への投資だと思いが・・・